五所川原市教育委員会スポーツ顕彰要綱

（目的）

第１条　この要綱は、市民及び市出身者並びに市に所在する団体で、スポーツの振興に貢献したもの及びスポーツ活動に優秀な成績を収めたものを顕彰することを目的とする。

（顕彰の種類）

第２条　顕彰の種類は、スポーツ功労賞、スポーツ特別指導者賞、スポーツ指導者賞、スポーツ特別優秀賞、スポーツ優秀賞、スポーツ奨励賞とする。

（顕彰の範囲）

第３条　顕彰は、次の各号のいずれかに該当する個人又は団体について行う。ただし、団体における構成員については、市民のみ対象とし、スポーツ功労賞の団体における構成員については、対象としない。スポーツ特別指導者賞については、市に所在する団体等の指導者で市民以外も対象とし、教育委員会が選考する。

（１）永年にわたり選手の養成又はスポーツ団体の育成に功労のあった個人又は団体

（２）国際大会又は全国スポーツ大会等に出場して優秀な成績を収めた個人又は団体の監督、コーチ等の指導者

（３）永年にわたりスポーツ活動を通じて選手の育成指導に功績のあった監督、コーチ等の指導者

（４）国際大会又は全国スポーツ大会に出場して優秀な成績を収めた個人又は団体

（５）東北スポーツ大会に出場して優秀な成績を収めた個人又は団体

（６）青森県スポーツ大会に出場して優勝した個人又は団体

（７）前各号に掲げる個人又は団体のほか、教育委員会が特に顕彰することが適当と認めたもの

（顕彰の基準）

第４条　前年度の１月１日から当該年度の１２月３１日までの間に開催された大会を対象とする。

２　前項に規定する大会とは、名目上の青森県大会、東北大会、全国大会ではなく、実質的な大会でなくてはならない。

３　前２項のほか、顕彰の基準は、別表のとおりとする。

（決定の方法）

第５条　顕彰を受ける個人又は団体の決定は、教育委員会が行う。

（顕彰の方法）

第６条　顕彰は、賞状を贈って行う。

２　顕彰を受けた個人又は団体の実績は、市の広報で公表する。

（顕彰の期日）

第７条　顕彰は、２月中又は教育委員会が適当と認めた日に行う。

（顕彰の取消し）

第８条　受賞者に受賞者としてふさわしくない行為があった場合、教育委員会は顕彰を取り消すことができる。

（補則）

第９条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附　則

この要綱は、平成２１年１１月１９日から施行する。

平成２２年１０月２５日一部改正

平成２３年１０月１９日一部改正

平成２５年１０月１６日一部改正

平成２９年１０月１３日一部改正

令和３年１１月２２日一部改正

令和８年９月１８日一部改正